

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の  
施設基準に適合している旨、

関東信越厚生局長に届出をおこなっています。

※コンタクトレンズ診療に係る点数は下記の通りです。過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料が算定されます。

初診料	291点
再診料	75点
コンタクトレンズ検査料1	200点

診察医師名： 中村かおる

眼科診療経験： 42年（令和7年5月現在）

※ 上記についてご不明な点はお相談下さい。